シリーズ人権教育　第１１７回

差別落書きは

　重大な

人権侵害です



　市内で差別落書きが見つかりました。今回の差別落書きは、特定の個人を誹謗・中傷するものではありませんでしたが、人の心を深く傷つけるもので、決して許されるものではありません。

　差別落書きは、差別意識や偏見を助長・拡大させる極めて悪質な行為であり、人権侵害だけでなく、器物損壊罪、名誉毀損罪、侮辱罪といった犯罪になる場合もあります。

　差別落書きは消したら済むというものではなく、人をおとしめたり、不快感を与える恐ろしい力を持っている言葉の暴力です。このような差別落書きは、自分は姿を見せず、人の心を踏みにじる陰湿で卑劣な行為です。

　自分の悪口を言われて何も感じない人はいないと思います。その悪口が、他の人が見る場所に書かれていたらどんな気持ちになるでしょうか。その落書きが、差別や偏見の中から生まれてきたものであったら、書かれた人は、悲しくて、くやしくて、やりきれない憤りを感じるでしょう。

　差別落書きをしない、させないために、一人ひとりが人権意識をしっかりと持ち、発見したらすぐに、差別落書きがあった施設等の管理者や人権推進課、法務局へ通報してください。

人権はみんなのもの

　人権は一人ひとりのものであり、そして社会みんなのものです。

　誰かの人権が奪われているということは、自分の人権もまた奪われる可能性があると

いうことです。「自分とは関係ない」と黙認することは、世の中の差別を助長すること

をしっかりと意識しなければなりません。無関心でいるということは、正しい人権意識を身につけることもできず、差別の解消につながりません。差別を許さない強い心を持って、私たち一人ひとりが問題の解決に向け行動していくことが大切です。

☆差別落書きは重大な人権侵害です。

☆差別を助長し、人権を侵害するような差別落書きを発見された方は、落書きのあった施設等の管理者もしくは、市役所人権推進課、法務局にご連絡ください。

　　　　　人権推進課　　　　　　☎（082）420-0927

　　　　　広島法務局東広島支局　☎（082）423-7707

